



2021年2月24日

各 位

会 社 名 日清紡ホールディングス株式会社  
代表者名 取締役社長 村上 雅洋  
(コード番号 3105)  
問合せ先 IR 広報グループ  
(TEL03-5695-8854)

### 当社インドネシア子会社における債務の支払猶予手続き（PKPU）申立てに関するお知らせ

当社は、本日、インドネシア子会社である PT. Nanbu Plastics Indonesia（以下「PT. Nanbu」といいます。）に関し、インドネシア現地法\*1に定める債務の支払猶予手続き（PKPU\*2）の申立てを行うことを決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

##### 1. 申立ての理由

PT. Nanbu は、当社連結子会社である南部化成株式会社（以下「南部化成」といいます。）のインドネシア現地法人として 2010 年に設立され、主に自動車、家電分野向けに各種の樹脂成形品の製造、販売を行っています。近年、厳しい事業環境が続き、その業績が大幅に悪化していることから、PT. Nanbu は、中央ジャカルタ商事裁判所に対し、PKPU の開始申立てをすることと致しました。

##### 2. 負債総額

PT. Nanbu の負債総額は、約 25 億円です。

##### 3. 当該子会社の概要

(1) 名称	PT. Nanbu Plastics Indonesia
(2) 所在地	Kawasan Industri MM2100, Blok J-16, Ganda Mekar, Cikarang Barat, Bekasi, Jawa Barat 17520, Indonesia, (インドネシア)
(3) 代表者	取締役社長 福村 喜則
(4) 事業内容	自動車関連向け合成樹脂成形品の製造・販売
(5) 資本金	40,600 千 US ドル
(6) 設立年月	2010 年 1 月

\*1 Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 37 Tahun 2004 Tentang Kepailitan dan Penundaan Kewajiban Pembayaran Utang（破産及び債務の支払猶予に関するインドネシア共和国 2004 年法律第 37 号）

\*2 PKPU（Penundaan Kewajiban Pembayaran Utang）は、インドネシア現地法に定める法的債務整理手続きであり、債務者に対し、一定期間の債務支払猶予を認めつつ、その猶予期間の中で債権者との和議案を検討させ、もって会社再建の可能性を模索させる手続きです。和議案の成否及び当該和議案に基づく当事会社の事業継続の当否は、債権者集会における決議及び裁判所による認可によって決定されます。

(7) 株主構成	南部化成 100%		
(8) 当社との関係	資本関係	当社連結子会社である南部化成が 100%出資しています。	
	人的関係	当社役員が PT. Nanbu の役員を兼務しています。また、当社連結子会社である日清紡メカトロニクス株式会社及び南部化成株式会社の従業員が、PT. Nanbu の役職員として出向しています。	
	取引関係	当社との直接の取引関係はありません。当社連結子会社である南部化成との間で仕入販売取引及び金銭貸借取引があります。	
	関連当事者への該当状況	当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。	
(9) 当該子会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2018 年 12 月期	2019 年 12 月期	2020 年 12 月期
純資産 (百万円)	▲653	▲1,274	▲716
総資産 (百万円)	1,806	1,451	1,259
1 株当たり純資産 (円)	▲24,204	▲47,203	▲17,638
売上高 (百万円)	2,464	2,527	1,903
営業損益 (百万円)	▲655	▲596	▲843
経常損益 (百万円)	▲885	▲597	▲912
当期純損益 (百万円)	▲828	▲608	▲912

経営成績及び財政状態の金額は、各決算期の為替レートに基づき、日本円に換算した金額です。

#### 4. 当該子会社等の株式の評価額

PT. Nanbu の株式につきましては、全額を評価損として計上しており、現在同社の株式評価額は 0 円です。

#### 5. 今後の見通し

通常、管轄裁判所は、PKPU の開始申立てに対し、数日以内に開始の可否を判断します。管轄裁判所が PKPU の開始を決定した場合、PT. Nanbu につき暫定的な債務支払猶予が認められるとともに、監督裁判官及び管財人が選任されます。PKPU 期間中は、PT. Nanbu の取締役会が、裁判所（監督裁判官）の監督の下、管財人の承認を得ながら当事会社の経営を行い、事業を継続することになります。

PT. Nanbu の顧客への製品納入に関し、本申立ての及ぼす重要な影響は見込まれていません。

今後、本件が当社の業績に与える影響を含め、開示すべき事由が発生した際には速やかに開示いたします。

以上